

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：ランゲート株式会社
法人番号：1130001019265
住 所：京都府京都市下京区立売東町28-2番地
- 指名停止措置期間：令和7年7月28日から令和7年8月27日まで(1ヶ月)
- 指名停止措置の範囲：本院及び関東地方測量部管内
- 事実概要：

ランゲート(株)の元社長及び元役員は、令和4年4月、厚生労働省から同社が令和3年度に受託した「就業環境整備・改善支援事業」の費用を水増しして同省に報告し、概算払いで事前に受け取った委託費3億6300万円のうち、返金すべき余剰金約4160万円を詐取した疑いがあるとし、令和7年6月11日、詐欺容疑で警視庁に逮捕された。

- 指名停止措置理由：

役務の有資格登録業者であるランゲート株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～14 略	略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)